

監査結果のフォローアップについて

2. 包括外部監査

包括外部監査とは、従来の監査委員制度に加えて、外部からの目による監査機能の強化を図るため、地方自治法により実施が義務づけられた監査である。
毎会計年度、公認会計士等の専門家と包括外部監査契約を行い、県の事務執行の効率化や組織運営の合理化を図ること等を目的に特定のテーマを定めて監査を実施している。

◎テーマ（21年度）

特別会計に係る事務の執行及び事業の管理について

◎目的

中期行財政運営ビジョンでは、財政構造の改革のうち「事務事業の抜本的見直し」の1項目として、特別会計等の見直しが盛り込まれており、重要課題の1つである。このような状況の中で、特別会計に係る事務の執行及び事業の管理の重要性が高まってきており、それぞれの特別会計について、会計処理方法の妥当性の観点に加え、事業の有効性、滞留債権管理の適切性、事務の効率性等の観点から監査を実施し、その実態の透明性を高めていく。

◎監査結果での主な意見に対する措置状況

	主な意見	主な措置状況
①	【外部機関を通じた貸付の実施】 県が直接実施する貸付金業務の外部機関（金融機関）等による実施の検討	・関係法令により、外部機関を通じた貸付が可能なものは、金融機関からの転貸方式が拡大するよう協議していく。また、貸付を行う窓口となる金融機関については、その拡大を図っている。
②	【回収業務の外部委託又は専門部署の設置】 長期延滞債権の回収業務について、外部委託の検討又は県で実施する場合は専門部署の設置の検討	・延滞債権の内容が様々であるため、専門部署一元化は困難であるが、全庁的な推進体制である「大分県税外未収債権縮減対策委員会」（H21設置）において、進行管理等を行いながら、未収債権の縮減に努めていく。 ・外部委託については、費用対効果を検討しながら、拡大を図っていく。
③	【違約金の処理】 違約金の徴収について、その処理方針や手続き規程等の整備	・「大分県税外未収債権縮減対策委員会」において、処理方針や具体的な手続きについて整備中
④	【未売却地の早期売却と有効活用】 流通業務団地や臨海工業地帯の未売却地について、早期の売却の推進や有効活用の検討	・流通業務団地は、引き続き収益性の高い団地の造成に努め、早期売却を目指す。 ・臨海工業地帯は、引き続き企業誘致を進め、早期売却を目指す。なお今後も、整地を要しないような短期貸し付けに対応し、有効活用を図っていく。
⑤	【特別会計の廃止】 特別会計を廃止する場合のメリット・デメリット等の検討 ・心身障害者扶養共済制度特別会計 ・公共用地先行取得事業特別会計	・心身障害者扶養共済制度特別会計は、廃止に向けて検討中 ・公共用地先行取得事業特別会計は、廃止に向けて検討中